

メンタルヘルス対策について

令和3年1月に八女労働基準監督署管内の労働者数50名以上の事業場134事業場に対し、安全衛生自主点検を行いました。その中で、メンタルヘルス対策の結果を公表します。(134事業場のうち、92事業場が回答。回答率70%)

労働者の心の健康に関する現状

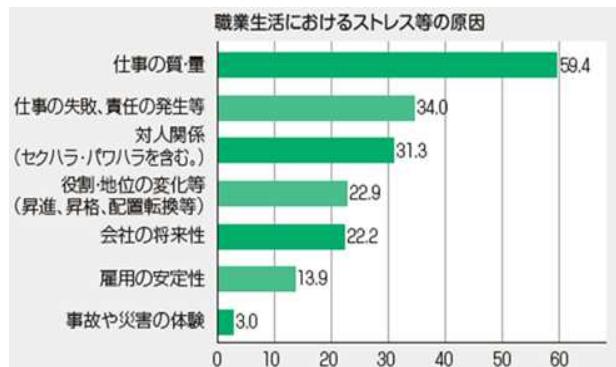
近年、経済・産業構造が変化する中で、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合が高くなっています。

職場生活での強いストレス等の状況



注：H26は当該項目を調査していない
「労働安全衛生調査（実態調査）」（厚生労働省 各年版）

職業生活における強いストレス等の原因



強いストレスとなっていると感じる事柄がある労働者を100としたときの割合(%)

資料「平成30年労働安全衛生調査（実態調査）」（厚生労働省）

業務による心理的負荷を原因として精神障害を発症し、あるいは自殺したとして労災認定が行われる事案が近年増加し、社会的にも関心を集めています。

また、「職場のいじめ・嫌がらせ」は、労働者のメンタルヘルス不調の原因になることもあります。都道府県労働局、労働基準監督署等に寄せられた相談件数の割合は増加の傾向が見られます。

精神障害等による労災認定件数



注：当該年度以前に請求されたものを含む
資料「精神障害に関する事案の労災補償状況(平成30年度)」(厚生労働省)

いじめ・嫌がらせに関する相談状況の推移

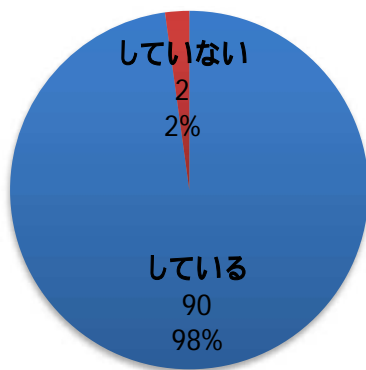


資料「平成30年度個別労働紛争解決制度の施行状況」(厚生労働省)

このように、事業場において、より積極的に心の健康の保持増進を図ることが重要な課題となっています。

八女労働基準監督署管内の労働者50名以上の事業場におけるメンタルヘルス対策の取り組み状況

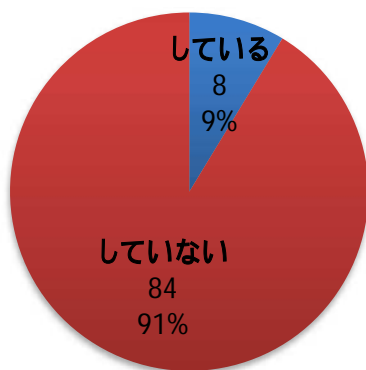
ストレスチェック



ストレスチェックについては、98%の事業場で実施されています。労働者にストレスへの気付きを促すとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止(1次予防)を図ることを目的としています。引き続き1年以内に1回実施し、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止(1次予防)に努めてください。

実施していない事業場においては、実施体制を整備し、実施してください。

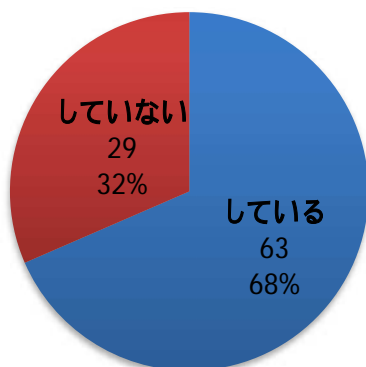
心の健康づくり計画の策定



心の健康づくり計画については、91%の事業場が策定していないとの回答でした。

メンタルヘルスケアは、中長期的視点に立って、継続的かつ計画的に行われるようにすることが重要であり、また、その推進に当たっては、事業者が労働者の意見を聞きつつ事業場の実態に則した取組みを行うことが必要です。このため衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」を策定することが必要です。

相談窓口の設置



相談窓口の設置については、68%の事業場が設置しているとの回答でした。

設置していない事業場においては、管理監督者を含む従業員が相談しやすい相談窓口の設置など、心の健康に関する相談体制の充実を図ってください。

福岡産業保健

検索

福岡産業保健総合支援センター、地域産業保健センター、メンタルヘルス対策支援、治療と仕事の両立支援、労働衛生関係研修会



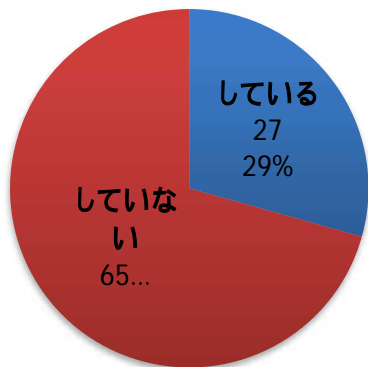
独立行政法人、労働者健康安全機構
福岡産業保健総合支援センター

TEL. 092-414-5264

【受付時間】平日 午前9時30分～午後5時15分



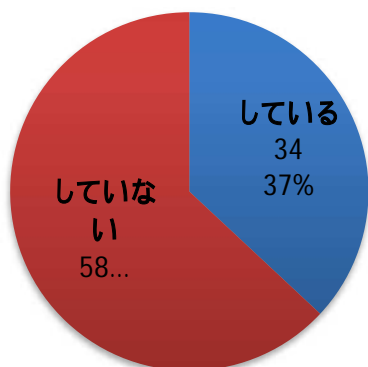
メンタルヘルス担当者の選任



メンタルヘルス担当者の選任については、71%の事業場が選任していないとの回答でした。

原則として衛生管理者等がその役割を担うものとし、産業医の助言を得ながら、心の健康づくり計画の企画・立案、評価・改善、教育研修等の実施、関係者の連絡調整などの実務を担当し、ストレスチェックを含めた事業場の心の健康づくり活動を中心的に推進してください。

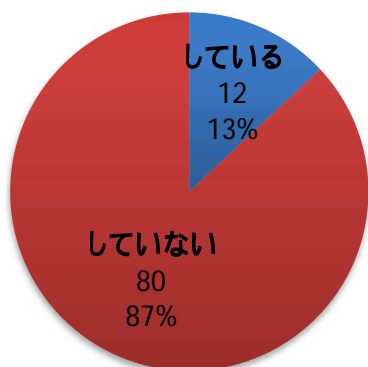
外部相談機関の把握



外部の相談機関の把握について、63%の事業場が把握していないとの回答でした。外部相談機関としては、

- ・福岡県産業保健総合支援センター
 - ・労災病院
 - ・労働者健康保持増進サービス機関
 - ・精神保健福祉士、産業カウンセラー、
 - ・精神科、心療内科等の医療機関
 - ・医師会(日本医師会及び都道府県医師会)
- 等があります。

職場復帰マニュアルの作成



職場復帰マニュアルの作成については、87%の事業場で実施していないとの回答でした。

メンタルヘルス不調により休業した労働者が円滑に職場復帰し、就業を継続できるようにするため、衛生委員会等において調査審議し、職場復帰支援プログラムを策定するとともに、その実施に関する体制整備やプログラムの組織的かつ継続的な実施により、労働者に対する支援を実施しましょう。